

令和8年5月19日
大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。
※なお、掲載期間経過後は、別紙を削除します。

【問合せ先】

大臣官房官庁営繕部管理課

契約事務改善推進官 瀬戸

契約第二係 館野

TEL 03-5253-8111 (内線23152・23155)

03-5253-8231 (直通)